

議案第 3 2 号

松阪市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

松阪市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

松阪市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「松阪市固定資産評価審査委員会規程」を「固定資産評価審査委員会規程」に改める。

第 4 条第 1 項中「正副各 1 通」を「正副 2 通」に改め、同条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 13 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項ただし書を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。第 10 条において「情報通信技術利用法」という。）

第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第 6 条に次の 1 項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第 14 条を第 16 条とし、第 13 条を第 15 条とし、第 12 条を第 14 条とする。

第 11 条第 1 項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第 11 条を第 13 条とする。

第 10 条第 1 項中「前 3 条」を「第 7 条から第 9 条まで」に改め、同条を第 12 条とし、第 9 条の次に次の 2 条を加える。

(手数料等の額)

第 10 条 法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を受けるものは、次の表の左欄に掲げる交付の方法の区分に応じ、同表の右欄に定める額を、当該交付を受けるために要する費用として負担しなければならない。

交付の方法		金額
写しの作成	文書若しくは図画を複写機により用紙に複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの	片面 1 枚につき 白黒の場合 10 円 カラーの場合 40 円
	文書若しくは図画又は電磁的記録に記録された事項を電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額及び当該写しの作成に要する額との合計額
写しの送付		当該写しの送付に要する額
備考 日本工業規格 A3 判を超える規格の用紙を使用するときは、A3 判の用紙を使用した場合の枚数に換算して算出する。		

(手数料等の免除)

第 11 条 委員会は、法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により前条ただし書の費用を負担する資力がないと認めるときは、当該費用に相当する額を免除することができる。

2 前項の規定による費用に相当する額の免除を受けようとする審査申出人は、法第 433 条第 11 項において読み替えて準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を求める際に、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面に、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面を添付して、委員会に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。